

環境通信

問い合わせ先
環境衛生課 ☎248-1202



雨水タンク設置費を補助します

市では雨水の有効利用による地下水の保全のため、雨水タンクを設置する人に補助金を交付しています。

雨水タンクとは雨水をためておき、庭木の水やりや洗車などに利用するものです。本市の水道水は100%地下水でまかなっているため、地下水保全になると共に、家庭では水道費の節約になります。この機会にぜひご検討ください。

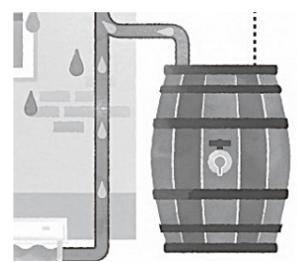
▼内容

- ・容積200ℓ以上の場合
工事費を含む本体価格の2分の1まで
(上限3万5000円)
- ・容積200ℓ未満の場合
工事費を含む本体価格の2分の1まで
(上限2万4000円)

※補助金額の1000円未満は切り捨てます

▼対象

- ・雨水タンク(雨水貯留槽)などの名称で一般に販売されている専用製品
- ・有効貯水量が50ℓ以上
- ・1世帯、1事業所
につき1基まで



ごみは適切に分別しましょう

適切に分別されていない違反ごみが多く出ています。

特に、中身が入ったままのビンや食品が入ったままの缶詰、未使用のスプレー缶が多く出されています。どちらも中を空にしてから出しましょう。

また、不燃ごみの中にテレビや小型冷蔵庫が混入していることがあります。これらの製品は、家電リサイクル法に係る品目のためごみステーションに出すことはできません。家電リサイクル券を購入して、市委託収集業者へ事前に収集の予約をするか、自身で指定取引所に持ち込む必要があります。詳細は『令和3年4月保存版ごみの分け方・出し方』13ページもしくは、市のホームページをご確認ください。

再分別や処分にも、費用がかかります。違反ごみが出なければその費用を他の行政サービスに生かすことができます。

家庭から出すごみに責任を持ち、不燃ごみの袋(黄色)、資源物の袋(緑色)には名前を書きましょう。

※ごみステーションは自治会などの管理です。お住まいの地区により、氏名記入のルールは異なる場合があります。皆さんのご協力をよろしくお願います。



▲市ホームページ 粗大ごみの出し方

ごみの出し方について、詳しくは市のホームページをご確認ください。

不法投棄は犯罪です

道路や公園、私有地にごみが不法投棄されているとの通報が寄せられています。

不法投棄は法律により厳しい罰則を科すことが規定されています。不法投棄は絶対にやめましょう。



自分の土地にごみを捨てられていたときは、不法投棄をした人が不明な場合、土地の所有者が自らの責任で処分することになります。日ごろから土地の草刈りや防護ネットなどを設置してごみを捨てられない環境

づくりを心がけましょう。私有地に不法投棄をされてお困りの人は、看板の貸し出しを行ないます。環境衛生課までご相談ください。今年度の看板貸し出しは6月から受け付けます。皆さんの協力できれいなまちづくりを進めましょう。

地域に根差した防災組織

合志市防災士連絡協議会をぐ存じですか

●問い合わせ先 交通防災課 ☎(248)1555



防災士連絡協議会
会長 高山 祐二郎

本協議会は、令和4年4月現在161人の防災士資格を持つ会員で構成され、防災士同士が連携して、地域に根差した防災活動ができるように4つの支部を設置しています。

会員は防災士として、日頃から防災力アップのために、資質向上に努め、自主防災組織、地元自治会、関係機関と一体となった活動に取り組み、地域の安全・安心確保のために貢献しています。

本協議会が、市民の皆さんに認知され、防災訓練、学習会、出前講座などを行ない、防災士としてスキルアップできるような組織として充実していくことを目指しています。

市最年少 中学1年生で防災士合格



石坂 春喜くん (西合志南中現2年)



高橋 寛太くん (西合志南中現2年)

市防災士連絡協議会の紹介

▼設立の背景

平成28年に熊本地震を経験し、行政だけでは災害対応に限界があることを感じ、地域リーダー養成を目的に平成28年度から合志市近隣の菊池市、菊陽町の2市1町合同で『防災士養成講座』を始めました。その養成講座で防災士になった人と、公募で申し込んだ防災士、総勢65人で市防災士連絡協議会を設立しました。

▼目的

協議会は、防災士相互の連携を図り、防災士としての必要な知識、技能等を高め、地区の自主防災組織をはじめ市全体の防災力の向上に寄与することを目的としています。

▼活動内容

防災士は、地域防災の要として、各行政区で積極的な防災活動を行なうリーダーとしての資質を備えています。総会をはじめ、支部での会議も行なっており、災害時には避難所でマンホールトイレや、段ボールベッドの設置を行なえるよう訓練を実施しています。

昨年度は中学生防災士の育成を目指し、広報もかねて、中学校の総合学習の時間に講話を行ない、防災士の活動や、地域防災の意識の向上に取り組みました。

本年度も防災士養成講座を予定しています。興味のある人は、ぜひ防災士となり一緒に活動しませんか。



市および自主防災組織等の
防災力向上

目的を達成するために
必要な事業

4つの事業

知識・技能の向上および
意識の高揚

会員相互の情報交換・連携